

## ○ふじみ衛生組合特別職の職員の給与 等に関する条例

(昭和35年2月20日)  
(条例第3号)

改正	昭和35年2月29日	条例第11号	平成2年8月30日	条例第2号
	昭和35年9月16日	条例第17号	平成3年3月4日	条例第2号
	昭和36年3月10日	条例第2号	平成4年9月1日	条例第13号
	昭和36年7月7日	条例第4号	平成8年3月1日	条例第2号
	昭和39年10月27日	条例第4号	平成10年5月29日	条例第6号
	昭和40年3月15日	条例第2号	平成15年2月25日	条例第2号
	昭和42年6月3日	条例第2号	平成19年6月1日	条例第3号
	昭和43年3月12日	条例第2号	平成20年2月27日	条例第1号
	昭和44年8月28日	条例第3号	平成26年3月3日	条例第2号
	昭和45年3月24日	条例第2号	平成28年3月4日	条例第2号
	昭和45年3月30日	条例第4号	令和元年12月9日	条例第3号
	昭和46年3月31日	条例第3号		
	昭和47年4月14日	条例第2号		
	昭和48年3月8日	条例第3号		
	昭和48年5月23日	条例第4号		
	昭和49年3月8日	条例第2号		
	昭和50年11月29日	条例第3号		
	昭和52年2月22日	条例第3号		
	昭和52年12月8日	条例第6号		
	昭和54年3月24日	条例第3号		
	昭和54年7月28日	条例第4号		
	昭和55年9月8日	条例第4号		
	昭和56年12月22日	条例第3号		
	昭和57年5月14日	条例第3号		
	昭和57年8月31日	条例第5号		
	昭和60年5月31日	条例第3号		
	昭和61年5月24日	条例第2号		
	昭和63年8月26日	条例第6号		

第1条 ふじみ衛生組合の次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与その他の給付は、この条例に定めるところによる。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 参与
- (4) 理事
- (5) 参事
- (6) 監査委員
- (7) 情報公開審査会委員
- (8) 非常勤職員等公務災害補償等審査会委員

(9) 行政不服審査会委員

第2条 前条第1号から第3号までに掲げる特別職の職員（以下「管理者等」という。）には、給料を支給する。

第3条 管理者等の給料の月額は、次に掲げるとおりとする。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 管理者  | 64,000円 |
| (2) 副管理者 | 60,000円 |
| (3) 参 与  | 51,000円 |

第4条 新たに管理者等になった者には、その日から給料を支給する。

第5条 管理者等が退職、辞職又は死亡により管理者等でなくなったときは、その日まで給料を支給する。

第6条 前2条の規定により給料を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算によって支給する。

第7条 第1条第4号及び第5号に掲げる特別職の職員（以下「理事等」という。）には、報酬を支給する。

第8条 理事等の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。

- |        |    |            |
|--------|----|------------|
| (1) 理事 | 月額 | 450,000円以内 |
| (2) 参事 | 月額 | 430,000円以内 |

2 理事等に対しては、通勤の実情を考慮し、別に定めるところにより、付加報酬を支給することができる。

第9条 第4条から第6条までの規定は、理事等の報酬について準用する。

第10条 第1条第6号から第9号までに掲げる特別職の職員（以下「監査委員等」という。）には、報酬を支給する。

第11条 監査委員等の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。

- |                        |    |         |
|------------------------|----|---------|
| (1) 監査委員               | 日額 | 27,000円 |
| (2) 情報公開審査会委員          | 日額 | 11,500円 |
| (3) 非常勤職員等公務災害補償等審査会委員 | 日額 | 11,500円 |
| (4) 行政不服審査会委員          | 日額 | 11,500円 |

第12条 前条の報酬は、勤務したその日に支給する。

第13条 管理者等が職務のため調布市及び三鷹市の地域外に出張した場合は、順路により旅費を支給する。

2 理事等及び監査委員等が職務のため調布市及び三鷹市の地域外に出張した場合は、順路によりその費用を弁償する。

3 前2項に規定する旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓

料、支度料及び旅行雑費とし、その額は、内国旅行の場合は別表第1、外国旅行の場合は別表第2による。ただし、理事等の費用弁償の額は、一般職の職員の例による。

4 特別職の職員が隣接地（武蔵野市、府中市、小金井市、世田谷区及び杉並区の全地域をいう。）に出張した場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、日当を支給しない。

第14条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の給料、報酬、旅費及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

第15条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年2月29日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年9月16日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

附 則（昭和36年3月10日条例第2号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月7日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年10月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月15日条例第2号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月3日条例第2号）

この条例は、規則に定める日から施行する。

附 則（昭和43年3月12日条例第2号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年8月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。

附 則（昭和45年3月24日条例第2号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月30日条例第4号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月31日条例第3号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月8日条例第3号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月8日条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年11月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和52年2月22日条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月8日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月24日条例第3号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月28日条例第4号）

1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

2 （省略）

附 則（昭和55年9月8日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例の規定は昭和55年8月1日から適用する。

附 則（昭和56年12月22日条例第3号）

この条例は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則（昭和57年5月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年5月1日から適用する。

附 則（昭和57年8月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年5月31日条例第3号）

1 この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

2 （省略）

附 則（昭和61年5月24日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 （省略）

附 則（昭和63年8月26日条例第6号）

この条例は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成2年8月30日条例第2号）

この条例は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成3年3月4日条例第2号）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 （省略）

附 則（平成4年9月1日条例第13号）

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月29日条例第6号）

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

2 この条例による改正後のふじみ衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月25日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日条例第3号）

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する収入役の任期中の給料及び旅費については、この条例による改正前のふじみ衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例は、なお効力を有する。

附 則（平成20年2月27日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月3日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中第11条に2号を加える改正規定（第3号に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月9日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

第4類 給与（特別職の職員の給与等に関する条例）

別表第1（第13条関係）

内 国 旅 行 旅 費 額 表

種 別	額
鉄道賃、船賃、 航空賃、車賃、 食卓料	次に規定するもののほか、一般職の職員と同額 (1) 鉄道賃 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による片道300キロメートル（日帰り旅行の場合は、片道150キロメートル）以上の旅行の場合には、特別車両料金 (2) 船賃 ア 旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃 イ 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、特別船室料金
日当（1日につき）	都内 1,500円 都外 3,300円
宿泊料（1夜につき）	16,500円

別表第2（第13条関係）

外 国 旅 行 旅 費 額 表

区 分	額
管 理 者 副 管 理 者	次に規定するもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この表において「法」という。）中指定職の職務にある者相当額 (1) 航空賃 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）の範囲内の実費額 ア 運賃の等級を設けていない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃 イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃 ウ 運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合には、中

第4類 給与（特別職の職員の給与等に関する条例）

	<p>級の運賃</p> <p>(2) 支度料</p> <p>外国に出張をする場合で過去において支度料の支給を受けたことがあるときには、法に規定する支度料の額から、その出張をする日から起算して、過去3年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額</p>
<p>参 与 監 査 委 員 等</p>	<p>次に規定するもののほか、法中10級の職務にある者相当額</p> <p>(1) 航空賃</p> <p>航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）の範囲内の実費額</p> <p>ア 運賃の等級を設けていない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</p> <p>イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>ウ 運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合には、中級の運賃</p> <p>(2) 支度料</p> <p>外国に出張をする場合で過去において支度料の支給を受けたことがあるときには、法に規定する支度料の額から、その出張をする日から起算して、過去3年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額</p>